

平成29年度 第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成30年3月13日（火）

午後2時から4時まで

場 所：鶴岡市第三学区コミュニティセンター

次 第

1. 開 会

2. 市民部長挨拶

3. 会長挨拶

4. 議 事

(1) 平成30年度「一般廃棄物処理実施計画」(案)について

5. そ の 他

6. 閉 会

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期H30.8.23まで

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者	小 谷 卓	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	
関係行政機関 の 職 員	松 林 茂	庄内総合支庁環境課廃棄物対策主幹	
住民組織等の 代 表 者	長 南 吉 美	鶴岡市コミュニティ組織協議会副会長	
	佐 藤 建 三	鶴岡市自治振興連絡協議会 西郷自治会長	
	堀 口 俊 一	藤島地区衛生組織連合会会長	
	百 瀬 敦	羽黒地区衛生組織連合会会長	欠席
	五十嵐 博幸	櫛引地区衛生組織連合会会長	欠席
	宮 崎 馨	朝日地域自治会連絡協議会副会長	
	佐 藤 静 夫	温海地区衛生組織連合会会長	
	伊 藤 エ ヨ	鶴岡地域婦人会連合会理事	
関係商工業団体の 代 表 者	菊 地 陸	鶴岡商工会議所青年部	
	上 野 隆 一	出羽商工会会長	
	竹 野 等	鶴岡商店会連合会会長	
事 業 者	柴 崎 ル ミ	マックスバリュ東北株式会社 鶴岡南店総務チーフ	欠席
	御 橋 慶 治	一般社団法人鶴岡地区医師会事務局長	
	谷 川 仁	株式会社主婦の店鶴岡店総務部長	
	土 田 光 恵	生活協同組合共立社組織部	

事 務 局

氏名	役 職 名
佐 藤 茂 巳	鶴岡市市民部長
佐 藤 正 胤	鶴岡市市民部廃棄物対策課長
伊 原 千佳子	鶴岡市藤島庁舎市民福祉課長
押 井 新 一	鶴岡市羽黒庁舎市民福祉課長
天 然 せ つ	鶴岡市櫛引庁舎市民福祉課長
佐 藤 美 鈴	鶴岡市朝日庁舎市民福祉課長
佐 藤 美 香	鶴岡市温海庁舎市民福祉課長
門 脇 豊	鶴岡市市民部廃棄物対策課課長補佐
滝 澤 巖	鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理主査
石 川 誠	鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理係長
鈴 木 浩	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進主査
藤 澤 実	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進主査
渡 部 忠	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係長
長谷川 富 久	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係専門員
高 田 美 穂	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係専門員

(案)

平成30年度

一般廃棄物処理実施計画

山形県鶴岡市

平成30年度鶴岡市一般廃棄物処理実施計画

第1 総 則

1. 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念の実現を目指して、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの考え方に基づくごみ減量資源化対策を推進します。
2. 計画期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
3. 計画の区域は、鶴岡市全域とする。

鶴岡市行政区域	1,311.53 km ²
人口	127,412人

※人口は、基本計画「将来推計」より

4. 平成30年度 実施計画におけるごみ減量等目標数値を次の通り設定する。

家庭系ごみ排出原単位	642 g/人・日
ごみ排出総量	42,486 t/年
リサイクル率	14.8%

【一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量目標とリサイクル目標】

		平成28年度 (実績)	平成29年度 (目標)	平成30年度 (目標)
排 出 量	家庭系ごみ t/年	29,770	30,565	30,018
	可燃物 t/年	26,805	27,372	26,875
	不燃物 t/年	2,891	3,112	3,061
	粗大ごみ t/年	74	81	82
	事業系ごみ t/年	12,492	12,494	12,468
	家庭系ごみ+事業系ごみ t/年	42,262	43,059	42,486
集団回収等 t/年	3,725	4,771	4,894	
家庭系ごみ排出原単位 g/人日	629	645	642	
リサイクル率 %	12.6	14.3	14.8	

5. この計画の実施細目は、市民部長が定める。

第2 一般廃棄物の発生量（平成30年度実施計画値）

一般廃棄物の発生量

一般廃棄物の種類	発生量	合計
もやすごみ	39,343 t / 年	42,404t / 年
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	908 t / 年	
びん・缶	1,324 t / 年	
金属・その他	780 t / 年	
蛍光管・乾電池	49 t / 年	
粗大ごみ	82 t / 年	82 t / 年
し尿	3,084kℓ / 年	23,802kℓ / 年
浄化槽汚泥	20,718kℓ / 年	

第3 一般廃棄物の処理主体及び処理方法 (分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分)

1. 一般家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやすごみ	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	焼却	鶴岡市	埋立
プラスチック製 容器包装類	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	再資源化 業者	資源化
ペットボトル	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	再資源化 業者	資源化
びん	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	カレット化	再資源化 業者	資源化
缶	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	プレス	再資源化 業者	資源化
金属・その他	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	破砕・分別	鶴岡市 再資源化業者	残渣埋立 資源化
蛍光管・乾電池	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	破砕・分別	再資源化 業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)
浄化槽汚泥	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)

(具体的な取り組み)

- ① 家庭から排出されるごみは、分別を徹底し、減量に努めるものとする。
- ② 家庭から排出されるごみは、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わないものとする。
- ③ 家庭から排出されるごみは、指定袋による5分別収集とし、決められた日時及び場所（ステーション）に出す定点収集方式を徹底する。
- ④ 多量に発生したごみは、排出者自ら処理施設へ搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ⑤ 粗大ごみは、鶴岡市リサイクルプラザに自己搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に処理等を委託する。
- ⑥ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に係る対象品については、法に基づき、販売店・指定引取場所（業者）及び市が許可した対象家電品収集運搬業者に処理を委託するものとする。
- ⑦ 使用済小型電子機器等の再資源化促進法（小型家電リサイクル法）に係る高品位の対象品目については、市のイベントを利用した回収を計画するものとする。
パソコンについては、鶴岡市リサイクルプラザにて通年回収するものとする。
- ⑧ 再生資源化物（古紙、なかでも特に雑がみ・びん類・鉄くず類）は、集団資源回収運動や拠点回収による資源化を原則とする。
- ⑨ 生し尿は処理施設で適正な処理を行い、農村還元は行わないものとする。
- ⑩ 在宅医療廃棄物は、医療機関や薬局などへの返却を基本とするが、危険性や感染性のないもので、やむを得ない場合は、もやすごみとして処理するものとする。
- ⑪ 近年全国的な課題となっている、食品ロスの削減のため、啓発活動を推進する。

2. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処 理 主 体	処理方法	処 理 主 体	処理方法
もやすごみ	排出者 許可業者	鶴岡市 許可業者	焼 却	鶴岡市	埋 立
資源物 (古紙等)	排出者等	資源回収業者	資源化等	再資源化業者	資源化
し 尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次 処理標準 脱窒素 方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)
浄化槽汚泥	許可業者	鶴岡市	1次・2次 処理標準 脱窒素 方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)

(具体的な取り組み)

- ① 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理するものとする。
- ② 事業活動に伴って排出されるごみの自己焼却処理行為を行う場合は、関係法令を遵守するものとする。
- ③ 主に事業活動によって生じる一般廃棄物の処理業は、廃棄物処理法に則り市の許可により実施され、その許可業者は充足されている。しかし資源循環型社会構築のため一般廃棄物の資源化を積極的に推進するものについては、許可業者の拡大を図ることができるものとする。

第4 一般廃棄物の処理計画

1. ごみ処理実施計画

○平成28年4月策定の鶴岡市一般廃棄物処理基本計画において、処理計画の推進及び実施のために必要な事項を定める。

(1) 一般廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進方法

① 排出抑制の方法

	課題・目的	具体的な取組内容
広報・啓発活動	媒体等を使った きめ細やかな 情報発信・提供	・市広報やエコ通信のほか、市ホームページ、インターネットやマスコミ等、様々なメディアによる情報発信を積極的に行う。
	組織活動	・鶴岡市廃棄物減量等推進員研修会や市職員との連絡・相談などを通じて、推進員の意識を高め地域活動推進を図る。
	草の根の 推進活動	・各種団体等の分別説明会などを通じて、ごみ減量による環境にやさしい消費者運動を推進する。 ・詰め替え商品やリサイクル商品の使用を促進するとともに、グリーン購入の普及、拡大に努める。 ・「もったいない」を合言葉に、地域全体で食品ロス削減の意識付けをしていく。
	催事等での 取り組み	・3Rへの関心と意識を高めるため、不用品の活用によるリユース、リサイクルの方法等についての周知を図る。 ・地域イベント等でのごみ減量・3R推進事業に協力・参加する。 ・イベント等の際は、積極的に廃棄物の減量、環境負荷の低減に配慮した取り組みに努めるよう要請していく。
	学童期からの 環境教育	・ごみ、環境問題への対応は、社会的なモラルやマナーの下に行われるものであり、学童期における意識付けが肝要である。小学校単位での焼却施設やリサイクルプラザ見学等の校外学習はもちろんのこと、様々な機会を捉えて子どもたちへの啓蒙、啓発、特にリデュース(発生抑制)の啓発に力を入れていく。

家庭系ごみ対策	課題・目的	具体的な取組内容
	ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアにおけるフリーマーケットの取り組みなどを通して、ごみを出さない、不要なものを購入しないという気運を醸成していく。
	生ごみ類の排出量抑制	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減のため、食材の使い切り、食べ切りを呼びかける。 生ごみの水切り徹底、特に夏の期間には極力水分を減らして排出することを呼びかける。
	生ごみ以外の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> 集団資源回収等を推進し、実施団体・実施回数の拡充を図る。特に雑がみ回収の拡大を周知し推進する。 買い物袋を持参し、努めてレジ袋をもらわないようにする。 小型家電の無料回収を随時実施していく。
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、自治会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導や町内会単位等での分別説明会をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進していく。
	高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯等のいわゆる生活弱者のごみの適正排出については、地域福祉のネットワーク等の自主的活動と歩調を合わせながら対応していく。

事業系ごみ対策	課題・目的	具体的な取組内容
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って排出されるごみについて、分別の徹底、減量化・資源化を推進するための指導を強化する。 許可業者等に対し、事業所より発生する廃棄物の排出抑制や資源化に関する指導、啓発を実施する。
	多量排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 鶴岡市事業系一般廃棄物減量推進指示要綱に基づく排出量の実態把握に努め、一定量を超える事業者に対しては同要綱に基づいた手順により廃棄物減量と発生抑制の啓発及び指導を実施する。
	社会的責任としての環境保全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 食品リサイクル法に基づく、食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化の積極的な実施を促す。 ごみの減量化や再資源化等を積極的に実施している「環境にやさしい店」と連携し、広く市民にごみ減量を周知することで環境保全に関する意識の高揚を図る。
	発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広く市民に浸透しているレジ袋無料配布取止めと、商品の簡易包装の実施を事業者の理解を得ながら更に推し進める。 30・10（さんまるいちまる）運動の呼びかけをしながら、食品ロスの削減を進める。 鶴岡市が所有・管理する施設(庁舎、公民館、学校等)から排出されるごみの減量化を図る。

	課題・目的	具体的な取組内容
リサイクルプラザ機能の活用対策	施設の実態に即した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市の資源循環型社会の構築をより積極的に推進し、市民や団体等の啓発・啓蒙を充実させるため、指定管理者にリサイクルプラザの管理運営を委託する。
	ごみ減量と資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・古本銀行や、再生工作室等を活用した体験型学習・各種リサイクル教室を開催していく。 ・粗大ごみのうち、再生可能なものは極力再生し、再生品の展示紹介や市民等に対し提供していく。
	ごみ分別、資源化への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の各種イベント等を含めた施設見学会を開催する。 ・鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、山形大学農学部など教育機関との連携事業によるリサイクル教室や研修会を計画していく。

② 資源化の方法及び量

A 資源化の方法

廃棄物の資源化を促進するため、家庭系ごみについては、「プラスチック製容器包装類」「びん・缶」「金属・その他」「ペットボトル」の指定袋での排出を徹底するとともに、鶴岡市リサイクルプラザにおいて、容器包装リサイクル法に添って指定法人等に引き渡す。また、鉄類についても回収し、資源化するものとする。

なお、事業系ごみについても、許可業者に対し分別収集の徹底と資源化の促進を指導する。

a 家庭系ごみ対策

家庭から排出されるもやすごみの中には未だに多くの紙ごみがまざっている。これらの資源化を促進し集団資源回収量を増やすため、市民への啓発活動に努める。

b 事業系ごみ対策

事業所内の古紙回収を推進するため、工業団地、オフィス等の組織ぐるみによる資源回収を推進する。

B 資源化の量（平成30年度実施計画値）

a ごみ排出前の資源化量

項目	資源化量（年間）	備考
資源回収	4,894t	古紙(雑がみ)、 金属、ビン類等

b ごみ排出後の資源化量

項目	資源化量（年間）	備考
鉄／アルミ	581t	
カレット	556t	
ペットボトル	222t	
プラスチック製容器包装類	478t	
蛍光管/乾電池	49t	
その他	129t	

③ 収集・運搬計画

A 収集区域の範囲

鶴岡市全域

B 収集・運搬する一般廃棄物の量及び収集方法

(平成30年度実施計画値)

区分	廃棄物の種類	廃棄物の量(年間)	収集回数	収集方式	備考
家庭系ごみ	もやすごみ	26,875t	週2回	ステーション方式	
	プラスチック製 容器包装類 (ペットボトル含む)	908t	週1回	同上	
	びん・缶	1,324t	隔週 (交互に 回収)	同上	
	金属・その他	780t			
	蛍光管・乾電池	49t	月1回	同上	
	粗大ごみ	82t	随時	自己搬入	
	計	30,018t			
事業系ごみ	もやすごみ	12,468t	随時	許可業者による 収集又は自己搬入	
合計		42,486			

④中間処理計画

A 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(平成30年度実施計画値)

家庭系ごみ

区 分	廃棄物の種類	処 理 量 (年間)	
		鶴岡市焼却処理施設等	リサイクルプラザ等
鶴岡市 (収集委託)	もやすごみ	26,875t	
	もやさないごみ		3,061t
排出者 (自己搬入含む)	粗大ごみ		82t

事業系ごみ

区 分	廃棄物の種類	処 理 量 (年間)	
		鶴岡市焼却処理施設	
許可業者	もやすごみ	10,261t	
排出者 (自己搬入)	もやすごみ	2,207t	

B 中間処理施設の概要

a 可燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市焼却処理施設
所在地	鶴岡市宝田三丁目13番6号
公称能力	165/24h(82.5t/24h×2炉)
処理方式	機械炉

b 不燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ
所在地	鶴岡市水沢字水京68番地の1
処理能力	・びん缶15t/日・金属その他10t/日 ・粗大ごみ8t/日
処理方式	資源回収方式
処理能力	・プラスチック製容器包装11t/日・ペットボトル2t/日
処理方式	減容圧縮梱包

⑤ 最終処分計画

最終処分場の概要

名称	岡山一般廃棄物最終処分場
所在地	鶴岡市岡山字大谷地16番地
埋立面積	23,400 m ²
計画埋立容量	225,000 m ³
平成29年度末 残余容量見込	19,522 m ³
平成30年度 計画埋立容量	8,981 m ³
平成30年度末 残余容量見込	10,541 m ³
埋立方法	管理型 サンドイッチ方式

(2) 生活排水（し尿・汚泥）処理実施計画

① 収集・運搬計画

A 収集区域の範囲

鶴岡市全域 1,311.53 k m²

下水道等の普及率（平成28年3月31日現在）

	整備済人口(人)	件数(戸)	普及率(%)
・公共下水道事業	97,706	35,439	75.6
・集落排水事業	17,533	5,159	13.7
・浄化槽事業	1,386	486	1.1

B 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集方法

廃棄物の種類	廃棄物の量(輛)	収集回数	収集方法
し尿	3,084kl	土・日・祝日を 除く毎日	許可業者による 各戸収集方式
浄化槽汚泥	20,718kl	同上	許可業者による 各戸収集方式

② 中間処理計画

処理施設の概要

施設名	鶴岡市し尿処理施設
所在地	鶴岡市宝田三丁目13番6号
処理能力	152kl/日（生し尿63kl/日 浄化槽汚泥89kl/日）
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式
放流水	BOD 10mg/l以下 SS 10mg/l以下 大腸菌群数 3,000個/l以下

③ 最終処分計画

- 中間処理施設から排出される汚泥を焼却する。